

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（當日は、休日がとれた日）

目 次

次

◇規則 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（水産課）

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

鳥取県林業改善資金貸付基準の一部改正（林務課）

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の決定（水産課）

◇病院局管 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程（総務課）

理規程

公布された規則のあらまし

◇鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

一 趣旨（第一条関係）

この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

二 適用範囲（第二条関係）

この規則は、海面（排他的経済水域等に限る。）に適用することとした。

- 三 採捕の数量等の報告者（第三条関係）
採捕の数量等の報告者は、採捕の数量等の報告者の氏名及び住所、採捕に係る船舶の許可番号、船名及び漁船登録番号並びに採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日についても報告しなければならないこととした。

四 知事に対する報告事項（第四条関係）

採捕の数量等の報告者は、採捕の数量等の報告者の氏名及び住所、採捕に係る船舶の許可番号、船名及び漁船登録番号並びに採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日についても報告しなければならないこととした。

五 採捕の数量等の報告の方法（第五条関係）

- 1 採捕の数量等の報告は、次により書面を提出してしなければならないこととした。

2 知事が採捕の数量等の公表をしたときは、採捕の数量等の報告は、1にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から三日以内に書面を提出してしなければならないこととした。

- 3 2により書面を郵便で提出した場合における特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しないこととした。

六 電子情報処理組織による報告（第六条関係）

- 1 知事は、採捕の数量等の報告については、四の1又は2の書面による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものを電気通信回線で接

統した電子情報処理組織を使用して行わせることができるとした。

- 2 1により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がされた時に県に到着したものとみなすこととした。

七 施行期日

この規則は、平成九年一月一日から施行することとした。

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 新林業部門導入資金の追加（第二条、別表関係）

林業改善資金に新林業部門導入資金として次の資金を加えることとした。

資 金 の 種 類	貸付限度額	償還期間	据置期間
新林業部門導入資金 知事が定める基準に基づき、新たな林業部門の経営を開始する場合（森林施設の方法の導入にあつては、その導入する森林施設の方法が森林法第五条第二項第三号の標準伐期齡に十五年を加えた林齡を超える林齡において主伐を行う森林施設に該当する場合に限る。）において、当該経営に必要な調査を行い、作業路を開設し、若しくは改良し、又は機械・施設若しくは資材を購入し、若しくは設置するのに必要な資金	一林業従事者等につき千二百万円（計画認定者は、一林業従事者等につき千五百万円）	十年以内（計画認定期は、一年以内）	三年以内

二 林業生産高度化資金の拡充（別表関係）

- 1 施業文委託導入条件整備資金及び地域技術導入資金として次の資金を加えることとした。

(一) 施業文委託導入条件整備資金	資 金 の 種 類	立木の管理	貸付限度額	償還期間	据置期間
		十年以内			
		三年以内			

- 3 特認間伐施設資金に次の資金を加えることとした。

金	資 金 の 種 類	立木の管理	貸付限度額	償還期間	据置期間
薬剤浸透施設を設置するのに必要な資	炭生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置するのに必要な資金	一セットにつき千九百四十三万八千円	一セットにつき三千九百四十円	十年以内	なし

知事が定める基準に基づき、間伐、保育その他の施設が適切に実施されない森林について取決めを締結して立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料の全額を一時に支払うに必要な資金

金	地域技術導入資金	冬期生産用栽培舎等を設置する場合にあつては、八百八十万円	冬期生産用栽培舎等を設置する場合にあつては、五百四万円	五年以内

三 林業労働福祉施設資金の拡充（別表関係）

- 1 安全生産施設資金のうち自動枝打機を購入するのに必要な資金の貸付限度額を六百六十万円（現行一百万円）に引き上げることとした。
- 2 福利厚生施設資金を認定事業主に貸し付ける場合は、その貸付限度額を千四百二十万円（現行八百二十万円）に引き上げるとともに、その償還期限を十五年以内（現行十年以内）に延長することとした。
- 3 青年林業者等養成確保資金の改正（別表関係）
- 4 研修教育資金から、新たに林業に就業しようとする者が研修を受けるのに必要な資金を除くこととした。

五 一人当たりの貸付限度額の改正（第九条関係）

- 一の林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度を個人については千五百万円（現行一千万円）に引き上げることとした。

六 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

七 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- 一 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地 高城第一	福守第一 団地	団地名種 第一種県 第一種 當住宅	住 戸 番 号 五一一〇一号から五一一〇四号ま での住宅 五一二〇一号から五一二〇四号ま で及び五一三〇一号から五一三〇 四号までの住宅	戸数 四 八 四四、九〇〇円	一月の家賃額 四五、四〇〇円
一一号から一四号までの住宅	四	二〇、八〇〇円			

規則

則

二 この規則は、平成九年一月一日から施行することとした。

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

鳥取県規則第七十三号

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十
七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第八十四条第一項に
規定する海面（排他的経済水域等に限る。）に適用する。

(採捕の数量等の報告者)

第三条 法第十七条第二項の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）
は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- 一 中型まさ網漁業（漁業法第六十六条第二項の漁業をいう。以下同じ。）
- 二 小型定置漁業（鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）
第八条第十五号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

(知事に対する報告事項)

第四条 採捕の数量等の報告者は、法第十七条第二項の農林水産省令で定める事項のほか、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 採捕の数量等の報告者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二 採捕に係る船舶の許可番号、船名及び漁船登録番号

三 採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日

(採捕の数量等の報告の方法)

第五条 法第十七条第二項の規定による報告は、次の表の第一欄に掲げる特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに別記様式による書面を提出してしなければならない。

中型まさ網漁業により採捕されたまあとじ及びまいわし並びに小型定置漁業により採捕されたまあとじ	一月一日から九月三十一日までの間	月の末日	当該月の翌月の十日まで
	十月一日から十一月三十一日までの間	旬の末日	当該旬の次旬の末日まで

- 2 知事が法第八条第一項の公表をしたときは、法第十七条第二項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から三日以内に別記様式による書面を提出してしなければならない。
- 3 前項の規定による書面を郵便で提出した場合における特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間については、郵送に要した日数は、算入しない。

(電子情報処理組織による報告)

第六条 知事は、法第十七条第二項の規定による報告については、前条第一項又は第二項の書面による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）

と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がされた時に県に到着したものとみなす。

3 電子情報処理組織を使用して法第十七条第二項の規定による報告をしようとする者についての前条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置（採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置）として知事が公示して指定するものに限る。次項において同じ。」から入力してファイルに記録して」とし、同条第二項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録して」とする。

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

別記様式（第5条関係）

※受理年月日	
--------	--

採捕の数量等の報告書

年 月 日

鳥取県知事様

住所

氏名（法人にあっては、その名称）
（及び代表者の氏名）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第2項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号	船名	漁船登録番号
特定海洋生物資源	陸揚日	採捕の数量(kg)
まあじ		
まいわし		

注 ※印を記した欄は、記入しないこと。

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成八年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県規則第七十四号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

のよう改訂する。

第一条第一項中「林業生産高度化資金」の下に「新林業部門導入資金」を加える。
第五条第一項第一号中「千万円」を「千五百万円」に改める。
別表第一号6中「又は円柱加工機」を「円柱加工機又は薬剤浸透施設」に、

「田柱加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき千百九万五千円を

「田柱加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき千百九万五千円に改め、同号中6を除く、

「田柱加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき千百九万五千円を設置する場合にあつては、一セットにつき千九百四十三万八千円を

「5を7とし、同号4中「作業道開設用機械」の下に「炭生産用機械・施設」を加え、「移動式チッパー又は移動式炭化炉」を「又は移動式チッパー」に、「一百五十万円」を「六百万円」に、

「作業道開設用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき六百万円

「作業道開設用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき六百万円

「炭生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合にあつては、一セットにつき三百万円

別表第一号中3の次に次のように加える。	「移動式チツパーを購入する場合にあつては、一セットにつき六百万円 移動式炭化炉を購入する場合にあつては、一セットにつき三十五万円」	
	「移動式チツパーを購入する場合にあつては、一セットにつき六百万円」	「に改め、同号中4を5と
6 地域技術導入資金	冬期におけるきのこ生産行程の改善に必要な生産用栽培舎その他知事が別に定めるもの(以下「冬期生産用栽培舎等」という。)、除雪機又は融雪機を設置し、又は購入するのに必要な資	冬期生産用栽培舎等を設置する場合にあつては、八百八十万元 冬期ににおけるきのこ生産行程の改善に必要な生産用栽培舎その他知事が別に定めるもの(以下「冬期生産用栽培舎等」という。)、除雪機を購入する場合にあつては、五十四万円 融雪機を設置する場合にあつては、百五万元
		内五年以内
4 施業受委託導入条件整備資金	当該委託の期間に対する委託料の全額を一時に支払うのに必要な資金	立木の管理の委託に係る森林一ヘクタール一年につき一万円
	別表第三号1中「必要な資金」の下に「(新たに林業に就業しようとする者が研修を受けるのに必要な資金を除く。)」を加え、同表中同号を第四号とし、同表第二号1中「百万円」を「六百六十万円」に改め、同号3中「八百二十万円」の下に「(認定事業主(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第四十五号)第五条第一項の規定により認定を受けた事業主をいう。以下同じ。)にあつては千四百二十万円)」を、「十年以内」の下に「(認定事業主にあつては十五年以内)」を加え、同表中同号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。	三年以内

一 新林業部門導入資金
知事が定める基準に基づき、新たな林業部門の経営を開始する場合(森林施業の方法の導入にあつては、その導入する森林施業の方法が森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第二項第三号の標準伐期齢に十五年を超えた林齡において主伐を行なう森林施業に該当する場合に限る。)において、当該経営に必要な調査を行い、作業路を開設し、若しくは改良し、又は機械、施設若しくは資材を購入し、若しくは設置するのに必要な資金

一 林業従事者等につき千二百万円(計画認定者(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により認定を受けた林業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、一林業従事者等につき五千五百万円)

十年以内(計画認定者にあつては、十二年以内)

三年以内

様式第一号の注1、様式第一号の注及び様式第二号の注1中「林業生産高度化資金」を「林業生産高度化資金、新林業部門導入資金」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則第七十号)の一部を次のように改正する。
別表福守第一団地の項中

第一種県 営住宅 号までの住宅	第一種県 営住宅 号までの住宅
一一一〇一号から一一一〇四 四 三九、六〇〇円	九〇号から一二三号までの住 宅 一一一〇一号から一一一〇四 四 三九、六〇〇円
	一二四 一五、六〇〇円

に、を

四一二〇二号から四一二〇四号まで及び四一三〇二号から四一三〇四号までの住宅	六
五一一〇一号から五一一〇四号までの住宅	四
五一二〇一号から五一二〇四号まで及び五一三〇一号から五一三〇四号までの住宅	六
八	三三、八〇〇円
四五、九〇〇円	四
四四、九〇〇円	四
五一一〇一号から五一二〇四号までの住宅	六
五一二〇一号から五一二〇四号まで及び五一三〇一号から五一三〇四号までの住宅	三三、八〇〇円

め、同表高城第一団地の項中

高城第一 団地	第二種県 當住宅	第一種県 當住宅
タ	一〇	一号から一〇号までの住宅
四	四、二〇〇円	一一号から一四号までの住宅

める。

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則

に改 を を

告

示

鳥取県告示第八百五十四号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成八年十二月二十七日から適用する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第一号の項貸付けの相手方の欄中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同表第三号の項貸付けの相手方の欄中「又は常時」を「及び常時」に改め、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同表第六号の項貸付内容の欄に次のように加える。

7 薬剤浸透施設を設置するのに必要な費用

第一の表第六号の項貸付けの相手方の欄中「四」を「五」に改め、同表中同号を第八号とし、第五号を第七号とし、同表第四号の項貸付内容の欄中16を削り、15を16とし、5から14までを一ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

- 5 炭生産のための機械・施設で、原木割り機、原木運搬機、炭化炉、炭切り機又は梶包機の購入又は設置に必要な費用
- 6 第一の表第四号の項貸付けの相手方の欄中「(資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。)」を削り、同表中同号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

新林業部門 導入資金	
平均的な林齢がおおむね	個人である森
標準伐期齢（森林法第五条 第一項第三号の標準伐期齢 をいう。以下同じ。）を超 えるおおむね五ヘクタール 以上の森林において標準伐	五月、八 月又は十 月
森林組合、生産 森林組合又は森 林経営を営む会	六月、九 月又は一

別表中第三を第四とし、第二を第三とし、第一の次に次のように加える。

第二 新林業部門導入資金

四 施業受委 託導入条件	
継続的な巡視等による森 林の状況の把握、これに基 づく専門的見地からの委託 者への施業の実施に関する 助言等立木の管理の委託に 係る委託料を一括して前払 するのに必要な資金	個人である森
	五月、八
	六月、九
	月又は一
	二月
	月

第一の表第二号の次に次の一号を加える。

六 地域技術 導入資金	
1 冬期きのこ生産用の栽 培舎、発生舎、培養舎そ の他知事が必要と認めた ものの設置に必要な費用	五の貸付の相 手方のうち、鳥 取県特用林産振 興基本計画にお いて振興地域と 指定された市町 村できのこを栽 培する者
2 除雪機の購入に必要な 費用	五月、八 月又は十 月
3 融雪機の設置に必要な 費用	二月
	月
	六月、九

鳥取県告示第八百五十五号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第二項第六号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画を定めたので、同法第四条第五項の規定により次のとおり公表する。
	1 経営に必要な調査又は準備に必要な費用
	2 作業路の開設又は改良に必要な費用
	3 特用林産物生産の経営開始に必要な費用

平成八年十二月二十七日

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の平成6年の海面漁業生産量（属人）は、283千トンで全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を示しており、海面漁業生産額についても222億円と県内の第一次産業総生産額の30%を占めるなど、本県水産業は非常に重要な産業として位置付けられている。

また、本県西部に位置する境港は日本海最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工的一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沿岸流は、概略的には単調な沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隱岐海峡を通る流れと隱岐島をう回して同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県沖合水域は我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の80%以上を占めてきたまいわし資源は近年急激に減少しつつあり、また、その他の漁業経営上重要な海洋生物資源についても低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講じるため、他県入漁船を含めて特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うよう努めることとする。

二 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まいわし】

若干
【まいわし】
若干

三 特定海洋生物資源知事管理量に関する事項

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

[まいわ]

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めるこことする。

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県営病院事業管理者 岩宮

鳥取県病院局管理規程第三号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県病院局組織規程
(平成七年三月鳥取県病院局管理規程第一号) の一部を次のよ
うに改正する。

第五条の表鳥取県立中央病院の項中
「耳鼻咽喉科」を「耳鼻咽喉科」に、
理学療法

科」を「リハビリテーション科」に、「歯科」を「歯科口腔外科」に、「総合検診センター」

を「総合健診センター」に改め、同表鳥取県立厚生病院の項中

を

に、「耳鼻咽喉科」

を「耳鼻咽喉科」に、「理学診療科」を「リハビリテーション科」に、「総合検診センター」を「総合健診センター」に改める。

第六条の表総合検診センターの項中「総合検診」を「総合健診」に改める。

この企業管理規程は、平成九年一月一日から施行する。